# さいたま市保育所等における
# 医療的ケア児の受入れ等に関する
# ガイドライン

さいたま市

# はじめに

近年、医療技術の発展に伴い、新生児集中治療室等での入院治療後、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に経管栄養、喀痰吸引その他の医療行為（以下「医療的ケア」とする。）を受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」とする。）が増加し、医療的ケア児やその家族を取り巻く状況も多種多様化しています。そのような中、医療的ケア児やその家族が、個々の状況やニーズに応じた適切な支援を受けることができるよう体制を整備することが重要な課題となっており、保育施設においては、医療的ケアを必要としていない児童と共に、子ども同士の関わりや1日の生活の流れなど、乳幼児期に相応しい環境の中で保育を受け、もって医療的ケア児の健やかな成長を図る必要があります。

平成 28 年、児童福祉法が改正され、各地方公共団体において、医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の推進をより一層図るよう努めることとされました。また、令和 3 年 6 月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年 9 月に施行されました。同法において、各地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すると規定されました。

本ガイドラインは、さいたま市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下「保育所等」とする。）において、医療的ケア児の受入れに関し、医療的ケア児及びその家族が安心して保育所等を利用し、保育所等において安全な受入れを実施するために、入所までの流れや必要書類、関係機関との連携、緊急時の対応等について、基本的な考え方や留意事項を示したものです。

保育所等は、医療的ケア児を含むすべての子ども一人ひとりの状況に応じた保育を提供する必要があります。医療的ケア児及びその家族の意思を最大限尊重し、個々の状況やニーズに応じた適切な支援を行うために、本ガイドラインを活用し、安心安全な受入れの実現に向け、保育所等とともに対応してまいります。

2021 年（令和３年） ９月

改定履歴

| 改定日 | 改定内容 |
| --- | --- |
| 2021 年 9 月 30 日 | 初版作成 |
| 2021 年 11 月 24 日 | ・様式の追加<br>・文言等の軽微な修正 |
| 2024 年 9 月 10 日 | ・様式の追加<br>・文言等の軽微な修正 |

# 目 次

第１　基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ
１．医療的ケアの内容・実施者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ
２．対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ
３．受入れ時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２ページ

第２　医療的ケア児の入所までの手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２ページ
１．医療的ケア児の入所までの基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・２ページ
２．事前相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２ページ
３．入所申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２ページ
４．入所希望者面接・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３ページ
５．体験保育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３ページ
６．育成支援制度適用委員会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３ページ
７．保育所等による受入れ可否の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ページ
８．利用調整・内定通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ページ
９．内定通知後の医療的ケア実施に係る書類作成・・・・・・・・・・・・・・・・４ページ
10．入所前の個別面談（保護者、施設長、担当看護師等）・・・・・・・・・・・５ページ
11．主治医・かかりつけ医療機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５ページ
12．医療的ケアに必要な物品等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６ページ

第３　保育所等での医療的ケア実施体制および対応・・・・・・・・・・・・・・・６ページ
１．医療的ケアを必要とする児童の保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６ページ
２．医療的ケアの安全実施体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６ページ
３．緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７ページ
４．職員の研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８ページ
５．保育所等での医療的ケア実施の継続可否について・・・・・・・・・・・・・８ページ
６．受入れ後の医療的ケアの内容変更について・・・・・・・・・・・・・・・・８ページ
７．長期欠席について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９ページ

第４　保護者の了承事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９ページ
１．保育利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９ページ
２．医療的ケアについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 ページ
３．慣らし保育期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 ページ
４．体調管理及び保育の利用中止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 ページ
５．緊急時及び災害時の対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 ページ
６．情報の共有等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 ページ
７．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 ページ

第５　様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 ページ

【別紙１】医療的ケア児の入所までの基本的な流れ

# 第１　基本的事項

## １．医療的ケアの内容・実施者

⑴ 医療的ケアの内容

① 痰吸引（気管切開部からの吸引、口腔・鼻腔内吸引）

② 経管栄養（経鼻、胃瘻・腸瘻）

③ 酸素療法（酸素カヌラ、酸素マスク）

④ 人工肛門

⑤ 導尿

⑥ 血糖管理

⑦ ネブライザーを使用した吸入

上記７項目を基本とし、各保育所等において実施可能な項目を実施する。医療的ケアの内容は上記に当てはまっていても、医療的ケア児の病状等を踏まえ、保育所等において受入れ可否の判断をする。

⑵ 医療的ケアの実施者

医療的ケアは看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）が行うものとする。医療的ケアを行う看護師等は、在園児の健康管理を担当している看護師とは別に配置する。

## ２．対象児童

保育所等において、安全に医療的ケア児の受入れを実施するために、受入れ可能な医療的ケア児は、以下のとおりとする。

⑴ 受入れの要件

① 主治医より、集団保育可と判断されていること。

② 保育所等における受入れ体制が整えられていること。

③ 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。

④ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所で十分に共有できること。

⑤　必要に応じて受診同行や面談等で、主治医と連携を図ることができること。

⑵ 年齢

満１歳から

（乳児は免疫力が低く集団生活の中で感染症のリスクもあるため）

### ３．受入れ時間

原則、平日（月～金）の９：００～１７：００の範囲内において、保護者が保育を必要とする時間とし、医療的ケア児の状況、保育所等の状況等を踏まえ、保育所等と保護者の同意の上、決定する。

## 第２　医療的ケア児の入所までの手続き

### １．医療的ケア児の入所までの基本的な流れ

【別紙１】を参照

### ２．事前相談

⑴　各区役所支援課

居住区支援課において、医療的ケアを受ける場合の申込方法や手続き、留意点等について説明する。保育施設利用申込み時に必要となる「申込児童に関する意見書」及び「保育のめやす」は、主治医作成の様式となることに留意する。

⑵　医療的ケアを実施する保育所等

各保育所等における具体的な医療的ケアに関する相談（対応できる医療的ケアの内容や保育体制等）は、希望する保育所等へ直接問い合わせをする。

### ３．入所申請

⑴　保護者は、居住区支援課に保育施設利用申込みを行う際、通常必要とされる書類に加えて、「子どもの記録（医療的ケア児用）」、「保育のめやす」及び「申込児童に関する意見書」を添付して提出する。

⑵　保育施設利用申込みを受付けた居住区支援課は、保護者が利用を希望する保育所等

へ以下の書類（写し）を提供し、情報の共有を行う。

・教育・保育給付認定申請書

・保育施設利用申込書

・子どもの記録

・子どもの記録（医療的ケア児用）

・保育のめやす

・申込児童に関する意見書

## ４．入所希望者面接

⑴　面接の日程調整

保護者は、居住区支援課へ保育施設利用申込みを行った後、保育所等へ連絡し、面接の日程の調整をする。

⑵　面接の実施

①　保護者は、入所を希望する保育所等への訪問・見学を行うとともに、施設長及び看護師等と面接を行う。その際、申込児童の心身の状況や必要な医療的ケアの詳細を把握するため、事前に居住区支援課より受領している資料や施設において準備した「看護師等による面接記録票」等を使用する。

②　保護者と施設長にて、「医療的ケア児の保育に関する同意書」の確認を行い、保護者の自署を得る。施設長は、原本を居住区支援課へ送付し、写しを保管する。

⑶　保育所等は、面接の結果、受入れが困難と判断される場合には、その旨居住区支援課及び保護者へ報告し、当該保育所等での体験保育は実施しない。

## ５．体験保育の実施

⑴　保護者が入所を希望する保育所等において、居住区支援課職員、居住区公立保育園園長、体験保育を実施する保育所等の施設長・看護師等、保護者及び申込み児童が参加し、体験保育を実施する。

⑵　体験保育において、児童の健康状態及び発達の状況を観察し、保育・医療の観点から、保育所等における集団保育を実施することができるか確認する。

⑶　保護者から日ごろの児童の様子、生活の状況、医療的ケアの手技について確認する。

⑷　保育所等において、「看護師等による体験保育記録票」を作成し、居住区支援課へ提出する。

## ６．育成支援制度適用委員会の開催

⑴　居住区支援課は、さいたま市公立保育所育成支援制度実施要綱に基づく育成支援制度適用委員会（以下「委員会」という。）を開催し、保育施設利用申込みのあった医療的ケア児の受入れに関し、児童の発達状況等を踏まえ、集団保育の可否について検討を行う。

⑵　体験保育を実施した保育所等の施設長・担当看護師等が委員会へ参加し、医療的ケア児の状況等を報告する。

## ７．保育所等による受入れ可否の判断

⑴　保育所等は、委員会の結果や、保護者より受領している申込み児童にかかる資料、面接内容、体験保育内容、保育所等の体制等をもとに受入れ可否の判断を行う。

⑵　保育所等は、受入れの可否について居住区支援課へ報告する。

⑶　居住区支援課及び保育所等は連携して、安全な受入れに課題があり、当該保育所等で受入れが困難な場合は、他施設や他事業の紹介等の対応を行う。

## ８．利用調整・内定通知

⑴　利用調整（入所選考）

「さいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱」に基づき、利用調整を行う。

⑵　受入れ可否の通知

①　受入れ可能な場合は、保護者及び保育所等へ「特定教育・保育施設等利用内定通知書」を送付する。

②　受入れは、保護者が毎年度「医療的ケア指示書」等の書類を保育所等へ提出し、児童の健康状態等を踏まえ、保育所等が医療的ケア実施の可否を確認することを条件として内定とする。

③　受入れが困難な場合は、「特定教育・保育施設等利用調整結果通知書」を送付する。

⑶　「医療的ケア実施承諾書」の説明及び提出

保護者と施設長により、「医療的ケア実施承諾書」の確認を行い、保護者の自署を得る。

## ９．内定通知後の医療的ケア実施に係る書類作成

⑴　保護者は、主治医に「医療的ケア指示書」の作成を依頼し、保育所等へ提出する。保育所等は原本を保管し、写しを保育所等を管轄する区支援課へ提出する。

（保護者➔主治医➔保護者➔保育所等）

⑵　保護者は、「医療的ケアに係る調査票」を記入し、面談時に保育所等へ提出する。

⑶　保育所等は、「アセスメント票」「医療的ケア計画」「保育に関する個別の指導計画」「予想される緊急時の対応」及び「安全管理マニュアル」「災害時対応マニュアル」、その他保育所等において必要な書類を作成する。

⑷　保護者は、保育所等が作成した計画書等を主治医に確認し、保育所等は必要に応じて定期受診に同行する等して、主治医に指示、助言を求める。

⑸　その他、必要に応じて必要な書類の提出を依頼する。

## 10．入所前の個別面談（保護者、施設長、担当看護師等）

⑴　入所に向けて、施設長及び担当看護師等は、改めて保護者から具体的な健康状態や医療的ケア依頼内容について聞き取り、支援体制や環境整備の検討を進める。

⑵　保護者に家庭においてのケア方法を教えてもらう。

⑶　保護者は、「医療的ケアに係る調査票」、その他保育所等より提出依頼のあった書類を提出し、それぞれの内容の確認をする。

⑷　施設長等は、保護者同意の上、児童の医療機関受診に同行し、保育所等での医療的ケア実施に必要な情報の提供を受ける。

## 11．主治医・かかりつけ医療機関との連携

⑴　主治医との連携

保育所等内での医療的ケア実施に向け、入所時においては特に主治医から、実施手順等の具体的な指導、職員研修、緊急時の対応への具体的な指示、施設・設備の整備についての指示、助言を受ける。また、児童が受診する際、必要に応じて、施設長等が同行する。

⑵　かかりつけ医等との連携

①　かかりつけ医は、日常の児童の健康状態の把握と体調不良時の対応を行う。

②　ただし、緊急時等に、かかりつけ医が対応不可能な場合もあることから、緊急時等の対応について、保護者に確認を行う。必要に応じて、保護者同意の上、保育所等よりかかりつけ医に対応方針等の確認を行う。

③　家庭において訪問看護ステーションを利用している場合、保護者同意の上、訪問看護師等と連携し、家庭でのケア内容等の情報の提供を受ける。

④　専門機関等を利用している場合、医師・看護師・理学療法士・作業療法士等との連

携について、保育所等での生活が快適なものとなるよう、保護者同意の上、児童に関する健康や現在までの経過等の情報の提供を受ける。

### 12. 医療的ケアに必要な物品等について

保護者は、保育中の医療的ケアに必要となる物品を保育所等へ提供する。なお、使用後の物品等については、保護者が家庭に持ち帰る。

## 第３　保育所等での医療的ケア実施体制および対応

### １．医療的ケアを必要とする児童の保育

⑴　児童の心身の状況、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握する。

⑵　医療的ケアを安全に実施し、快適で健康に安全に過ごせるように保育の環境を構築する。

⑶　児童の発達過程と個人差に配慮して集団保育を行う。

⑷　児童に適切な生活環境や遊びを提供する。

⑸　登降園時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、保護者の気持ちを受け止め、保護者を支えるよう努める。また、必要に応じて相談機関等と連携する。

### ２．医療的ケアの安全実施体制について

⑴　医療的ケア実施に関する情報の共有

保育所等は、「申込み児童に関する意見書」・「医療的ケア指示書」の内容を確認し、主治医の助言を受け医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長、保育士、看護師等の職員間で共有する。また、医療的ケアの実施に当たっては、施設長は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。

⑵　保育所等関係者の役割

児童が保育所等内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるよう、施設長、保育士、看護師等の職員、主治医及びかかりつけ医等が連携する。

①　施設長は、保育所等における医療的ケア児受入れの責任者となる。医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行う。

②　保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し集団保育を行う。

③　看護師等は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。また、主治医等の指示書に基づき「医療的ケア計画」等を作成し、保護者の理解及び同意の上、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告し、必要に応じて主治医等に共有する。

④　園医は、児童の健康診断を行う。主治医またはかかりつけ医へ、必要に応じて医療的ケアの実施計画とケアの実技について確認を行い、職員への助言、研修及び指導を行う。

⑶　実施環境の整備

①　医療的ケアを実施する場所は、衛生面、安全面、児童のプライバシー等に留意し、適切な環境において医療的ケアを実施する。

②　児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と施設において相互に確認の上、衛生的に保管・管理する。

⑷　文書管理

児童の医療的ケアの実施に関する書類は、保育所等において必要期間保管する。

## ３．緊急時の対応

⑴　保育所等は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及びかかりつけ医の協力により保育を実施する。また、緊急時には、事前に確認している医療的ケア児の主治医医療機関との連携を行う。

⑵　緊急時の対応は、事前に保育所等で定めた事故等発生時の対応の流れに沿って対応する。

⑶　保育所等は、緊急時の対応について事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。

⑷　体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた施設長の指示のもと、児童の状況を連携先である医療機関等及び保護者に連絡し、必要に応じて救急車にて搬送する。緊急対応について、保育所等と緊急対応に関わった医療機関及び保護者との情報共有後、保護者が主治医に報告する。

⑸　保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所等からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者等が児童の引き取りをする。病院搬送時には病院に直行する。

⑹　「予想される緊急時の対応」を事前に作成し、園児の状況等の変化に合わせて、随時主治医及び保護者に内容の確認を行う。さらに、定期的な訓練を実施し、緊急時にとるべき行動や役割を明確にしておく。

※医療機関により、緊急時、「救急受診券」又は「長期患者リスト」等の呼称で確実に救急搬送してもらえるシステムがあるため、保育所等は児童が当該システムに登録されているかの確認を行う。

## ４．職員の研修

⑴　医療的ケア及び保育が安全かつ適切に実施されるために、医療的ケア児の心身の状況や必要とする医療的ケアの内容、保育に関する留意点等について保育所等内で定期的に研修を行い、保育所等内職員の医療的ケアに関する知識の向上を図る。

⑵　さいたま市が実施する研修に参加する。

⑶　他機関が実施する医療的ケアに関する研修への参加や、医療的ケアを実施している他保育所等への訪問等を実施し、看護師・保育士等の知識・技能の向上に努める。

⑷　ヒヤリハット・事故等の事例の蓄積及び分析を行う等の体制整備を行う。また、ヒヤリハット・事故等の事例について各報告書を作成し、保育所等を管轄する区支援課及び市保育課へ情報共有を図るとともに、保育所等内において他職員と共有・分析し、再発防止策を講じる。

## ５．保育所等での医療的ケア実施の継続可否について

⑴　保育所等での医療的ケア実施については、児童の健康状態等を勘案し、毎年度保護者が保育所等へ以下の書類を提出し、保育所等の施設長が医療的ケア実施の継続可否を検討する。

・医療的ケア指示書
・医療的ケア児の保育に関する同意書
・医療的ケア実施承諾書

⑵　上記書類及び必要に応じて主治医の意見を参考に、引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、保育所等は継続して保育を実施する。

## ６．受入れ後の医療的ケアの内容変更について

⑴　受入れ後、年度途中において医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「医療的ケア指示書」、「医療的ケア実施承諾書」を提出する。

⑵　提出書類、児童の健康状態等に基づき、保育所等における集団保育の継続実施については、施設長と担当看護師等とで協議する。

⑶　主治医の指示に基づき、保育所等が規定する医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合は継続して保育を実施する。保育所等が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になり、施設長と担当看護師等が対応可能と判断できる場合には、集団保育を継続する。

⑷　主治医の指示に基づき、医療的ケアが終了となる場合は、必要に応じて担当看護師等が主治医の受診に同行し、医療的ケア終了の確認を行うとともに、保護者へ「保育所等における医療的ケア終了に関する届出書」の提出を依頼する。

⑸　医療的ケアが終了となる場合は、主治医の指導を受けながら児童の健康状態等を確認し、終了後は、通常の保育利用に変更となる。

⑹　就学前の児童においては、児童の心身の状況等によって支援を必要とする内容が大きく変化する場合が考えられる。医療的ケアにおいても児童の成長に伴って、自分でできる範囲は行うようにする等、成長や育成への配慮から医療的ケアの内容が変わるときがあることも考慮し、随時対応していく。その際、保護者及び主治医とともに、医療的ケアの内容について確認を行う。

### ７．長期欠席について

入院等の長期欠席後、通所が可能となった場合は、保育所等における集団保育の再実施について、必要に応じて主治医に意見を求める。

## 第４　保護者の了承事項

保育所等において、安全に医療的ケア児の保育を行い、医療的ケア児及び保護者が安心して保育所等を利用するために、以下の事項について、事前に保護者の同意を得るものとする。

### １．保育利用について

⑴　保育の利用日・利用時間は、原則、平日（月～金）の９：００～１７：００の範囲内において、保護者が保育を必要とする時間とし、医療的ケア児の状況、保育所等の状況等を踏まえ、保育所等と保護者の同意の上、決定すること。

⑵　毎年度、保育所等へ以下の書類を提出し、保育所等の施設長が医療的ケア実施の継続可否を判断すること。

・医療的ケア指示書

・医療的ケア児の保育に関する同意書

・医療的ケア実施承諾書

## ２．医療的ケアについて

⑴　保育所等が医療的ケアを実施する上で主治医の指導・助言が必要な場合に、保育所等の担当看護師等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。

⑵　保育所等では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

⑶　保護者は、児童の医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに保育所等の施設長へ報告するとともに、「医療的ケア指示書」、「医療的ケア実施承諾書」を提出すること。

⑷　保育所等が医療的ケアを実施するにあたり必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費について、保護者の負担となること。

⑸　保護者において、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、保育所等の施設長に預託すること。使用後の物品は、家庭に持ち帰ること。

## ３．慣らし保育期間

児童が新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。期間及び保育時間については、保育所等と相談の上定めること。児童の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合もあること。

## ４．体調管理及び保育の利用中止等

⑴　止むを得ない事情により、医療行為を行なう看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあること。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあること。

⑵　登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。

⑶　発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保

育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いすること。

⑷　集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育所等内で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所等からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断すること。また、保育所等の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。

⑸　保育所等が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者の負担となること。

⑹　児童の病態の変化等により、保育所等が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合で、保育所等として安全の確保が困難等の理由により対応不可と判断した場合には、原則として退所となること。

⑺　保育所等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所等での児童の受入れができなくなる場合があること。

## ５．緊急時及び災害時の対応等

⑴　児童の症状に急変が生じ、緊急事態と保育所等が判断した場合、その他必要な場合には、保育所等は事前に確認をしている医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。

⑵　挿入物の事故抜去等の緊急時は、保護者および主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア計画」及び「予想される緊急時の対応」に記載の上、それに沿って対応すること。

⑶　災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、3 日分の薬と食事（栄養剤）を保育所等へ持参すること。医療的ケアの使用物品もストックしておくこと。

## ６．情報の共有等

⑴　医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について保育所等の施設長、保育士、看護師等で共有すること。また、必要に応じて、保護者同意の上、児童が居住する地区の専門機関等に意見を求め共有すること。

⑵　緊急時の対応のために、保育所等に提出された主治医からの「申込み児童に関する意見書」・「医療的ケア指示書」等の内容を、主治医医療機関以外の医療機関に情報提供すること。

⑶　医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、保護者同意の上、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

### ７．その他

上記１～６のほか、必要に応じ保育所等との間で取り決めた事項を順守すること。

## 第５　様式

様式１．子どもの記録（医療的ケア児用）

医療的ケア児の情報を保護者が記載し、居住区支援課へ提出する。居住区支援課から保育所等へ情報を共有する。

様式２．保育のめやす（0～2 歳）

主治医が児童の保育活動の可能な範囲等について明記する。保護者は、主治医に記入を依頼し、居住区支援課へ提出する。

様式３．保育のめやす（3～5 歳）

主治医が児童の保育活動の可能な範囲等について明記する。保護者は、主治医に記入を依頼し、居住区支援課へ提出する。

様式４．申込児童に関する意見書

主治医が児童の健康面や生活する上での配慮事項等について明記する。保護者は、主治医に記入を依頼し、居住区支援課へ提出する。

様式５－１．医療的ケア児の保育に関する同意書（申込年度）

医療的ケア児の保育所等への受入れに関する事項について、保護者が同意の上、保育所等へ提出する。保育所等は写しを保管し、原本は居住区支援課へ送付する。

様式５－２．医療的ケア児の保育に関する同意書（在園２年度以降）

医療的ケア児の保育所等への受入れに関する事項について、保護者が同意の上、保育所へ提出する。

様式６．面接結果報告書

入所に係る面接を実施した看護師等が所見とその理由を明記し、居住区支援課へ提出する。

様式７．看護師等による面接記録票

入所に係る面接を実施した看護師等が面接内容を詳細に記載し、居住区支援課へ提出

する。居住区支援課は、体験保育や育成支援制度適用委員会の資料として使用する。

様式８．看護師等による体験保育記録票

体験保育を実施した看護師等が記録票を作成し、居住区支援課へ提出する。居住区支援課は、育成支援制度適用委員会の資料として使用する。

様式９．医療的ケア実施承諾書

入所内定となった保育所等より保護者へ医療的ケアの実施内容及び体制等を説明し、同意いただいた上で保護者から保育所等へ提出する。

様式 10．医療的ケア指示書

主治医が児童の医療的ケアの内容と実施範囲等の指示内容を明記する。主治医作成後、保護者は入所する保育所等へ提出する。

様式 11．医療的ケアに係る調査票

内定通知受領後、保護者が医療的ケア児の詳細な情報を記載し、入所する保育所等へ提出する。

様式 12．アセスメント票

疾患や医療的ケアに焦点を当て、保育の中で起こりうることを事前に考え、異常を早期発見し迅速に動くために作成する。

様式 13．医療的ケア計画

医療的ケアを共通理解し実施するための計画。項目ごとに具体的に記載する。

様式 14．保育に関する個別の指導計画

保育の視点で児童の発達状況に合わせた関わりを記載する。

様式 15．予想される緊急時の対応

医療的ケアに関連するアクシデントに係る対応策を記載する。

様式 16．安全管理マニュアル

保育活動に合わせ、起こりうることやその予防・対応策を記載する。

様式 17．災害時対応マニュアル

災害時の避難方法や避難場所、児童への対応、必要物品等を記載する。

様式 18．保育所等における医療的ケア終了に関する届出書

主治医の指示のもと、保育所等での医療的ケアが終了した場合に保護者に記載してもらい、入所している保育所等に提出してもらう。

様式 19．医療的ケアに係るヒヤリハット報告書

医療的ケア実施中、事故に至る可能性があったが事前に発見され防ぐことができた場合の内容を記録する。

様式 20．医療的ケアに係る事故報告書

医療的ケアに関して起こった事故の内容を記録する。